

不審電話にご注意ください（平成 28 年 10 月 17 日）

1 件目：平成 28 年 10 月 6 日（木） 香芝市発生分（計 3 件）

**【事例】**

10月6日、香芝市在住の後期高齢者医療被保険者宅へ市役所職員を名乗る人物から電話があった。「還付の通知書を3月に送付したが、未だ手続きをとられていない。今日が還付締め切りなので電話で口座番号及び暗証番号を聞き取りたい」と言われた。電話を受けた被保険者がわからないと答えたところ、即電話を切られたとのこと。

被保険者は市役所からの電話か疑問に思い、友人とともに市役所へ来庁し、事件が発覚した。

**【対応】**

当該被保険者への還付金は発生しておらず、もちろん香芝市から3月に還付通知書を送付した形跡もなかった。電話で口座内容を聞き取ることはなく、還付金詐欺の電話の可能性が高いと説明した。

被保険者に還付金詐欺が最近流行っているので気をつけるよう注意喚起するとともに、警察へも連絡、報告するよう助言した。

また、同日香芝市では他に2件の同様の内容の事件が発生しており、同じように対応した。

2 件目：平成 28 年 9 月下旬 王寺町発生分

**【事例】**

9月下旬に王寺町在住の後期高齢者医療被保険者宅へ王寺町役場福祉課職員を名乗る男性から電話があった。「医療費が28,000円ほどオーバーしているので振込みがしたい。手続きの期限が今日までとなっており、直接役場に来ていただいても手続き出来ないの、口座を教えてください。」と言われ、電話に出た被保険者の娘が口座のある金融機関名を答えると、「口座の残高は50万から100万円はありますか？あれば振込み手数料がかからないんです。」と言われた。口座番号も聞かれたが、被保険者の娘は不審に思い、「口座番号は役場に届けています。」と答えてそのまま電話を切った。

その後、10月に入って被保険者の娘が役場に来庁した際に担当課に上記の話をし、事件が発覚した。

**【対応】**

被保険者が高額療養費が発生した場合の振込先の口座を申請済みであること、役場から残高を確認するような電話はしない旨を説明した。

3件目：平成28年10月11日 平群町発生分

**【事例】**

平群町在住の後期高齢者医療被保険者宅に福祉課の坂口と名乗る人物から「水色の封筒で医療費を38,700円払い戻しする通知を送付している」との電話があるが、被保険者は「私はそんなんいりません。」と断った。

被保険者には高額療養費になるほど医療費を使った心当たりがなく、平群町役場へ確認の電話を入れ、事件が発覚した。

**【対応】**

被保険者からの電話を受けた福祉課には坂口という職員はおらず、その旨を被保険者に伝えるとともに、医療費の払い戻しの件であれば健康保健課かもしれないので、健康保健課へ電話を繋いだ。

健康保健課でも該当するものはなく、高額療養費の該当があった場合、水色の封筒ではなく茶色の封筒で送付していることを被保険者に説明した。

4件目：平成28年10月11日 天理市発生分

**【事例】**

10月11日午前9時30分ごろ、天理市在住の後期高齢者医療保険被保険者（女性）宅に市役所職員の〇〇と名乗る人物（聞き取れなかった）から電話があった。

「健康保険料の還付金28,000円が発生しているため、払い戻しがある。市役所から通知が届いているはずである。払い戻しの期限が過ぎている」という話であり、さらに振込先を尋ねられたため、被保険者は銀行名と支店名を答えたが、口座番号はわからないと伝え、午後から直接市役所に行くと言うと、電話を切られた。被保険者が不審に思い、市役所へ確認の電話をかけたため本件が発覚した。

なお、電話の相手は、「●●様のお宅ですか？」と先に被保険者の名字を尋ねてきたとのこと。

**【対応】**

天理市では実際には、還付金は発生していないこと、詐欺の可能性が高いことを説明。また、電話等で口座情報を聞かれても一切答えないように伝えるとともに、不審電話の件について警察へ届け出るように助言した。

これを受けて被保険者は電話にて警察へ通報したとのこと。

その後、天理市では担当部長及び危機管理監に報告し、庁内での情報共有を

行った。

5件目：平成28年10月11日 御所市発生分

### 【事例】

10月11日午前10時頃、自宅に市役所職員の「つくナントカ（聞き取れず）」と名乗る人物から電話があり、『あなたの後期高齢者医療保険料の4月分に更正があり、3万何千円の還付金が発生している。以前、こちらから更正通知を茶封筒に入れて送付しており、還付請求書も既にこちらに返送されて来ている。ついては、受取方法について金融機関のコールセンターから11時迄に電話があるので聞いてほしい』とのことであった。

その後、コールセンターの「カメヤマ」と名乗る人物から電話があり、「キャッシュカード・メモ・ペンを持って、●●のATMに12時30分に手続きに来てほしい、ATMの所に着いたら取りあえずコールセンターに電話するように」と言われ、コールセンターの電話番号を教えられた。

被保険者が「今時間がない」と答え、「13時までに手続きをしないと還付金が受け取れない」とのこと。「御所市役所内にもATMはある」と指摘すると、「そこでは手続きできない」と言われたため、被保険者は不審に思い電話を切った。

被保険者は「カメヤマ」が電話で依頼してきた物をいったん用意してみたものの、やはり半信半疑であったため、まず近所の人に事情を話し、相談したところ、「やはりおかしい」となったため、11時40分頃連れだつて市役所に確認のため来庁し、事件が発覚した。

### 【対応】

御所市役所では被保険者の保険料・市税及び医療費の還付金の有無について確認したが、還付金は発生しておらず、その旨を説明。

また、今後もそうした不審な電話には十分注意すること、同じような事例があれば至急御所市または警察に連絡するよう伝えた。

なお、御所市では9月28日、9月29日にも類似の事件が発生しており、そのときと同様に不審電話も含めた消費生活全般に係る相談窓口である市民課、防犯啓発担当課である生活安全課および奈良県後期高齢者医療広域連合事務局に上記事例の発生について報告。

さらに、一連の事例発生を踏まえ、急遽市の広報誌（11月号）にも注意喚起の記事を再度掲載する予定である。